福島県の景観形成における基本的な考え方

平成21年10月1日施行

福島県

目次

はじめに		1
10.00	<i>y</i> 10	•
第 1 1	本県の景観の概況 浜通り地方	1
	中通り地方	
3	会津地方	
第2	景観形成の基本目標	3
第3	景観形成における役割	5
第4	景観形成施策の方針	6
1	景観形成施策を推進する区域の設定に関する事項	
2	景観形成施策を重点的に推進する地域の設定に関する事項	
3	行為の制限に関する事項	
4	景観協議会に関する事項	
5	公共事業における景観形成に関する事項	
6	景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	
7	景観協定等に関する事項	
8	景観農業振興地域整備計画に関する事項	
9	景観形成に係る活動への支援及び知識の普及に関する事項	
10	その他景観形成に関し必要な事項	

はじめに

わたしたちのふるさと福島は、磐梯山、猪苗代湖など、我が国を代表する自然景観をは じめ、幾多の歴史的・文化的遺産を有し、豊かで優れた景観に恵まれています。

しかしながら、社会経済の変化や人々の生活様式の多様化あるいは機能性や経済性が優先された開発などにより、先人から受け継ぎ、親しまれてきた自然や歴史的なまちなみなどの景観は様々な影響を受けています。

優れた景観は、わたしたちに潤いとやすらぎのある快適な生活環境をもたらし、心の豊かさを育むものであり、また、地域の特性を活かした良好な景観の形成は、地域の魅力を一層高め、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであり、文化や産業の振興など地域の活性化にも寄与するものです。

本当の意味での豊かさが求められている今、優れた景観を守り、創り、育て、これを次世代に継承していくことは、美しい福島を創造するため、重要な意義を有するものです。

そして、このような優れた景観は、一朝一夕につくられるものではなく、50年あるいは100年といった息の長い地道な取組みにより、はじめて現実のものとなります。

ここに、これまで県土の良好な景観の形成に取り組んできた成果を踏まえつつ、県民が心を一つにして優れた景観の保全と創造に取り組み、世界に誇りうる美しい県土を築いていくため、福島県の景観形成における基本的な考え方を示します。

景観行政は基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましく、地域の個性、特色の伸長に資する多様な景観形成が求められる一方、県は、広域的な観点から景観形成の取組みを行い、県と市町村の連携・調整に努めることにより、県土全域の景観形成が推進されます。そのため、ここでは県の景観計画区域内のみではなく、景観計画区域外の市町村を含む県土全域における景観形成のための共通の基本的な考え方を示しています。

第1 本県の景観の概況

地形や気候など地域の特質は、人々の生活環境に影響を与えます。時の経過の中で、地域ごとに固有の生活文化が生み出され、風土がかたちづくられていきます。

本県は、県を南北に縦断する西の奥羽山脈、東の阿武隈高地により、浜通り、中通り、会津という風土の異なる3つの地域に大きく分けることができます。緑豊かな山並みや裾野に広がる田園風景、猪苗代湖、阿武隈川などの豊かな水をたたえる湖沼や河川、太平洋に臨む美しい海岸線など、豊かな水と緑が織りなす美しい自然景観を骨格として、それぞれの地域ごとに個性豊かな景観が形成されています。

1 浜通り地方

浜通りは、阿武隈高地から東側、太平洋沿岸に南北に延びる細長い平野からなる地域です。河川のほとんどが標高600~700mの阿武隈高地を水源として東に流下し、その流域に集落が発達しています。

海岸部では、北部の松川浦周辺や南部の磐城海岸などの魅力的な海岸景観が見られるほか、温暖な気候に豊かな海の恵みを受けた漁村が発達するとともに、産業活動の拠点として漁港や港湾が整備されてきました。そのうち、小名浜港は、周辺の商業・集客施設と一体的な整備が図られており、特徴的な景観を形成しています。

また、旧陸前浜街道沿いに設けられた宿駅が今日の各都市の骨格として受け継がれてきた一方、阿武隈高地の中腹から山頂にかけても人々の生活が営まれ、人と自然が 共生した典型的な里山の生活景観が育まれています。

2 中通り地方

中通りは、奥羽山脈と阿武隈高地にはさまれた地域で、南から北に蛇行して流下する阿武隈川等により形成された平坦地に、福島市、郡山市、白河市のような都市が発達してきました。

これらの都市は、その多くが旧奥州街道の宿駅や城下町を母体とし、東北自動車道や東北新幹線の開通により一層の都市化が進みましたが、吾妻連峰、安達太良連峰、那須連峰等の奥羽山脈の雄大な山並みを背景として地域の象徴的な都市景観を形成しています。中でも那須連峰を借景とした南湖公園は、日本最古の公園として知られています。また、都市内には緑豊かな都市公園が整備され、潤いとやすらぎのある景観を形成しています。

都市周辺では、阿武隈川や安積疏水の利水により発達した広大な田園や山麓の果樹園が広がり、四季折々にやすらぎのある景観を形成しています。また、三春町や二本松市のように歴史的、文化的伝統のある美しいまちなみが形成されています。

3 会津地方

会津は、会津盆地を中心に奥羽山脈や越後山脈などに囲まれた地域で、磐梯山や猪苗代湖、尾瀬などに代表される美しい自然景観に恵まれています。特に、檜原湖や五色沼等の湖沼群が点在する裏磐梯を含めた磐梯山・猪苗代湖周辺地域は、県土を代表する景勝地として多数の来訪者を迎えています。

寒暖の差が激しく、冬の積雪量も多いなど厳しい自然条件のもと、人々の生活は主 として会津盆地や阿賀野川水系などの低平地を中心に営まれ、広大な水田地帯に点在 する屋敷林や建築形態の工夫などにより独特の豊かな生活景観が育まれてきました。

会津若松市は、中世以来の城下町として栄えた面影を色濃く残しており、鶴ヶ城をはじめ、飯盛山などが有名です。また、伊佐須美神社、福満虚空蔵尊円蔵寺、勝常寺、熊野神社など周辺にも数多くの景観資源が残されています。さらに、歴史的なまちなみを活かした景観形成の取組みとして、喜多方市の蔵のまちなみや会津若松市の七日町通り、南会津地方の大内宿や前沢集落などが注目されています。

第2 景観形成の基本目標

景観を構成する要素は、山岳、森林、湖沼、河川、海岸などの自然、そして旧街道、 農村集落、史跡、神社仏閣などの歴史的・文化的資源、さらには道路、河川、公園な どの各種公共施設や住居、店舗、産業施設などの民間施設など、極めて多岐にわたっ ています。

このため、景観形成施策の推進に当たっては、景観の構成要素間の全体的な調和に 配慮するとともに、自然の中に生息する動植物などの生態系にも配慮した人と自然と の共生の視点やユニバーサルデザイン社会の実現、快適な生活環境の確保など、長期 的視点に立って将来の望ましい姿を推進しながら、引き続き総合的かつ計画的に県土 全域の良好な景観の形成を図っていきます。

(1) 豊かな水と緑の織りなす美しい自然景観の保全、継承

本県は、奥羽山脈、阿武隈高地などの緑豊かな山並み、裾野に広がるふるさとの 田園風景、猪苗代湖、阿武隈川などの豊かな水をたたえる多くの湖沼や河川、太平 洋に臨む長く美しい海岸線など、豊かな水と緑が織りなす美しい自然景観に恵まれ ています。このため、これらのかけがえのない美しい景観を損なうことなく、次世 代への贈り物として大切に守り、育み、継承していくことが重要です。

とりわけ、磐梯山や猪苗代湖とそれらの周辺地域は、日本を代表する優れた自然 景観を有しており、国内外から訪れる多数の観光客に「美しいふくしま」のイメー ジを強く印象づけています。この地域においては、これまで、磐梯山・猪苗代湖周 辺景観形成重点地域と位置付けて進めてきた景観形成の取組みを継承して、本県の 顔として世界に誇りうる景観形成を図ります。

(2) 歴史と伝統が息づく景観の伝承

本県には、鶴ヶ城などの歴史の面影を今に伝える城跡、旧街道の松並木、大内宿などの宿場町、白水阿弥陀堂をはじめとする多くの神社仏閣、前沢曲家集落などの農村集落など、地域のシンボルとなっている歴史的資源が随所に見られます。また、陶芸、漆器、酒造などの伝統産業が各地に息づき、それぞれの地域に落着きと奥行きのある情景を醸し出しています。これらの景観資源は、地域住民の心象風景であり、心のより所ともなっています。

このような優れた歴史的・文化的景観資源の保存や復元を行い、物語のある地域の景観を創造するなど、歴史と伝統を生かした景観形成を積極的に行い、次世代へ伝えていきます。

(3) 潤いとやすらぎが感じられる美しい景観の保全、創出

都市には多くの人々が住み、多くの人々が訪れることから、残された自然をできる限り生かしながら、街路の緑化、公園、緑地及び水辺空間の整備を進めるなど、潤いとやすらぎが感じられる快適な美しい都市景観の創出が必要です。また、若者を引きつけるようなにぎわいの演出や、高齢者や障がい者に配慮したやさしいまちづくりを進めていく必要があります。一方、圧迫感を与える巨大壁面の出現や、けばけばしい色彩のはん濫などの景観を阻害する要因に適切に対処していくことが求められています。

このため、人々の営みにより形づくられる都市の景観形成に当たっては、景観に関連する法制度や事業を積極的に活用し、大規模な建築物の新築等を景観に配慮した方向に適切に誘導することなどにより、計画的に美しい景観を保全、創出していきます。

また、農山漁村においては、農林漁業の営みから醸成された美しい景観が人々に 潤いややすらぎなどの快適性をもたらし、地域固有の魅力として認識されているこ とから、この美しい農山漁村の景観を構成する緑や水辺等を守り、これと調和した 土地利用がなされることを通じて、良好な景観を保全していくことが必要です。

このため、農林漁業の営みにより形づくられる農山漁村の景観形成に当たっては、 農山漁村の良さの再発見を通じて農山漁村らしさの回復を目指し、景観に関連する 法制度や事業を積極的に活用し、計画的に美しい景観を保全、創出していきます。

(4) 景観形成による魅力と活力ある地域づくり

地域に埋もれている自然、歴史・文化などの優れた景観資源を発掘し、又は地域のイメージを高める新たな景観資源を創り、育てることで、地域らしさを引き出し、 輝かせていくことは、今後の地域づくりの方向として重要な視点です。

このため、地域の風土や文化を生かし、あるいはそれと調和した景観形成を展開するなど、景観形成の取組みを地域づくりの一環としてとらえ、我がふるさととして魅力と活力のある景観の形成を図っていきます。

特に、商店街や観光地においては、地域の伝統的な景観資源を活用する一方で、 地域のイメージにあった新たなテーマ性のある景観形成に取り組むことにより、地 域の活性化に結びつくような魅力ある景観を創出していきます。

第3 景観形成における役割

県土全域における良好な景観の形成は、県民、事業者などの様々な主体の一体的な 取組みによって可能となることから、それぞれの役割を明確にした上で、主体相互の 連携・協働により総合的な景観形成を継続的に推進する必要があります。

(1) 県民

- ア 良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら良好な景観の形成に積極的な役割 を果たすよう努めるものとします。
- イ 県及び市町村が推進する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努める ものとします。

(2) 事業者

- ア 土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるものとします。 特に大規模な事業を営む事業者は、地域の特性に応じた魅力的な景観の形成に貢献することが期待されます。
- イ 県及び市町村が推進する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努める ものとします。

(3) 県及び市町村

- ア 県及び市町村は、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、 実施するものとします。
- イ 県及び市町村は、県民、事業者などの様々な主体との連携・協働により良好な 景観の形成に努めるものとします。
- ウ 市町村は、福島県の景観形成における基本的な考え方との整合性に留意しながら、その区域の自然的社会的諸条件に応じ、地域の特色の伸長に資するようきめ 細かな景観形成の取組みを行うよう努めるものとします。
- エ 県は、景観行政を主体的に担うことが困難な市町村の区域において良好な景観の形成に努めるとともに、複数の市町村や関係機関等との広域的な連携・調整に 努め、県土全域における調和と均衡のとれた良好な景観の形成を推進します。
- オ 県は、県土全域において、県民、事業者、市町村による景観形成活動を支援するとともに、景観に関する知識の普及や意識の啓発に努めます。

第4 景観形成施策の方針

1 景観形成施策を推進する区域の設定に関する事項

県土全域に広がる緑豊かで美しい自然景観をはじめ、歴史的・文化的景観、都市景観、農村景観等は相互に分かち難く結びついて良好な景観を形成していることから、 県土全域にわたって、景観形成施策を推進していく必要があります。

一方、地域の良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する 課題であり、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、住 民に最も近い基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担い、主体的に景観形成施 策を推進していくことが期待されます。

したがって、主体的に景観行政を実施する体制が整っている市町村の区域については、同一区域内での二重行政を避ける観点から、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)に基づいて県が定める景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)に含めず、県は、それ以外の市町村の区域において、行為の制限等の基本的な景観形成施策を実施することとします。

この場合、県及び景観計画区域外の市町村を構成員とする法に基づく景観協議会を 組織し、県土全域の調和のとれた良好な景観を形成するための施策について連携・調 整を図るものとします。

2 景観形成施策を重点的に推進する地域の設定に関する事項

地域を代表する優れた景観を有している地域や、新たに優れた景観の形成を図る必要がある地域については、特別な地域として設定し、重点的に景観形成施策を推進する必要があります。

県は、景観計画区域のうち県土の良好な景観を形成する上で重要な地域を景観形成 重点地域として設定し、きめ細かい行為の制限や屋外広告物の規制、地域の景観を著 しく阻害するような既存の建築物等に対する修景の要請などの施策を実施していきま す。景観形成重点地域は、次いずれかに該当する地域のうち、県土の景観の形成を図 る上で重要な地域について設定するものとします。

- ア 山岳、湖沼、河川、海岸等の豊かな自然景観を有する地域
- イ 伝統的なまちなみ又は歴史的若しくは文化的な遺産を有する地域
- ウ 豊かな田園景観を有する地域
- エ 良好な市街地景観が形成されている地域又はその形成が見込まれる地域
- オ 良好な眺望を有する主要な道路に沿った地域
- カ その他、地域の景観形成を図る上で必要と認める地域

市町村においては、地域の実情に応じて上記重点地域を設定することや、景観地区や地区計画等の都市計画法等の関係諸制度を活用するなどにより、より踏み込んだ取り組みを行うよう努めるものとします。

周辺地域も含め一体となって良好な景観が形成されている地域であって、複数の市町村の地域にまたがるような場合など、良好な景観の形成を図る上で調整が必要な地域については、県、関係市町村及び関係団体等による景観協議会を組織し、必要な連携・調整を図るものとします。

3 行為の制限に関する事項

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により 形成されるものであることから、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為 については、規制していく必要があります。

このため、県は、景観計画区域における大規模な建築物の新築等について、景観形成基準を定め、事前に届出を求め規制誘導するものとします。特に大規模なものについては、当該地域の景観形成に及ぼす影響が大きく、十分な検討を要することから、届出に先立ち企画、基本設計等の早い段階で協議を求めることとします。

また、県は、景観形成に特に著しい支障を来すと認められる行為については、公表や変更命令等の措置を講じることとしますが、この場合、景観審議会の意見を聴くことや、行為者の意見を聴取する機会を設けるなど、慎重に対処していくものとします。

なお、市町村は、地域の景観上の特性に応じたきめ細かい基準の設定により行為の制限を行い、地域の魅力を伸長するような個性的で魅力的な景観を形成するよう努めるものとします。

さらに、眺望景観等の一体的に広域的な景観の形成を図る必要がある地域については、県及び関係市町村により景観協議会を組織し、届出対象行為や景観形成基準の整合を図ります。

4 景観協議会に関する事項

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観形成にかかわりを持つ、様々な立場の関係者が、共通の場を設けて、利害の異なる課題について協議・調整を図りながら課題解決を図っていくことが有効であることから、景観協議会の制度を積極的に活用します。

景観協議会は、前述の1から3までの事項のほか、景観農業振興地域整備計画の策定、景観形成重点地域の設定等、必要と認められる課題について、県、関係市町村及び関係団体等を構成員として組織し、良好な景観の形成に関する連携・調整を図ります。

5 公共事業における景観形成に関する事項

(1) 公共事業景観形成指針等

庁舎、学校などの新築、道路の整備、河川の改修などの公共事業は、大規模なものとなる場合が多く、地域の景観を大きく左右するものです。このため、公共事業の実施者には、次の事項に配慮し、地域における景観形成の先導的な役割を果たしていくことが求められます。

- ア 公共事業の実施に当たっては、機能性や経済性だけではなく周囲の景観との調 和にも十分に配慮するとともに、高齢者、障がい者などへの安全性にも留意しな がら事業を推進すること。
- イ 地域の景観形成上重要な公共事業については、計画策定に当たり地域住民の意 見を取り入れるなど、住民参加の機会の確保に努めること。
- ウ 国、市町村等が実施する公共事業との十分な調整を図り、地域として一体となった景観形成に努めること。特に、県土の景観に大きな影響を与えるおそれのある大規模な公共事業については、計画案段階で個別具体的な調整に努めること。
- エ 公共事業の実施に当たっては、市町村の景観形成に関する基本計画、優良景観 形成住民協定などに配慮すること。
- オ 公共事業に携わる職員を対象に景観形成のための研修会を開催するとともに、 公共事業の実施に関して景観上の配慮について審査するシステムの充実を図ること。

このことを踏まえ、県は、公共事業における景観形成のための公共事業景観形成 指針を定め、これを遵守するとともに、国、市町村等に対し、同指針に配慮した公 共事業の実施を要請していくものとします。

また、法に基づく行為の制限が実施される区域で公共事業を実施する場合、事業実施者があらかじめ景観行政団体の長に対して行う通知の機会等を捉え、良好な景観の形成について配慮を求めることとします。

(2) 景観重要公共施設

道路、河川、都市公園、海岸、港湾等の公共施設のうち、県土の良好な景観の形成に特に重要なものについては、当該公共施設の管理者と協議しその同意のもと法に基づく景観重要公共施設として指定するなど、積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

6 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

地域の景観上重要な建造物及び樹木は、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る必要があります。

こうした建造物及び樹木については、比較的狭い範囲での地域の個性ある景観づく りに寄与することが想定されることから、市町村が、主体的に地域の良好な景観の形 成を推進する上で重要なものについて法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木に 指定し、その維持、保全及び継承を図っていくことが期待されます。

県は、景観計画区域内の建造物及び樹木のうち、県土の良好な景観の形成に特に重要と認められるものについて、市町村等の意見を聞いた上で指定するものとします。

7 景観協定等に関する事項

良好な景観の形成には、地域住民や事業者が、自ら地域の実情に応じて景観に関する取り決めを行うことが極めて有効であることから、このような自主的な取組みを支援していきます。

(1) 景観協定

法に基づく景観協定は、景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項に関して協定を締結して景観行政団体の長が認可する制度です。景観に関する多様な要素について幅広く対象とすることができ、また、新たに土地の所有者等となった者にも効力を有するなど、住民が自らの手で地域のより良い景観の形成を図る上で有効な手段であることから、県はこうした取組みを支援していきます。

(2) 優良景観形成住民協定

県は、景観協定の要件は満たさないものの、当該協定の内容が一定の要件に該当 し、県土の景観形成に寄与すると認められるものであるときは、知事が優良景観形 成住民協定として認定、公表し、その活動を支援していきます。

(3) 特定事業者景観形成協定

県は、県土の景観形成を図るために必要があると認めるときは、知事と事業者との間で特定事業者景観形成協定を締結していくものとします。特に大規模な敷地で事業を営む者や、県内各地において事業を展開している事業者等、県土の景観に大きな影響を与えると認められる事業者には、社会貢献を促す観点からも、当該協定の締結を積極的に求め、事業者の協力を得ながら景観形成の推進に努めます。

8 景観農業振興地域整備計画に関する事項

豊かな自然、やすらぎ、美しい景観等の農山村地域固有の魅力が認知され、グリーンツーリズム等の動きがみられるなど、地域固有の資源を活用した農山村の活性化の動きが生じています。一方、過疎化、高齢化に加え混住化等による地域社会の連帯性の弱まりにより、農地、森林等の地域環境の管理に支障が生じており、農山村の魅力が損なわれてきています。

美しい農山村の景観は、耕作が継続され、農地の利用の確保が図られることによって形成されるものであることから、景観行政団体である市町村には、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、景観農業振興地域整備計画を策定することが期待されます。

9 景観形成に係る活動への支援及び知識の普及に関する事項

県は、個人及び事業者が所有する建物や緑が地域の景観形成にとって重要な要素となることから、県土全域について、県民及び事業者の景観形成に関する自主的な活動への取組みを促進するため、次に掲げる施策を講じ、景観形成を推進します。

また、公益法人やNPO法人であって、良好な景観の形成に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談、支援等を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を法に基づく景観整備機構として指定し、連携・協力し、良好な景観の形成を図ります。

なお、市町村は、必要に応じて良好な景観の形成に関する普及啓発の実施に努める ものとします。

- ア 優良景観形成住民協定の締結など、県民及び事業者の自主的な景観形成に係る 活動が促進されるよう、地元市町村と連携しながら技術的な指導、助言その他の 支援に努めること。
- イ 県民及び事業者に対し、先進的な景観形成の取組事例を広く紹介するとともに、 景観形成活動に取り組む団体に対して景観アドバイザーを派遣し、景観形成についての技術的情報の提供を行うこと。
- ウ 県民及び事業者の景観に対する理解を深め景観形成への意識を醸成するため、 景観情報誌の発行や各種講習会の開催等、各種の普及啓発事業を行うとともに県 民及び事業者の優れた景観形成活動を奨励し、その活動を広く県民に紹介するこ と。
- エ 県民及び事業者を対象とした景観形成に関する研修会を実施するなど、景観に関する学習、交流、活動の場を提供し、景観形成を先導するリーダーを育成するとともに、県民が景観に関するボランティア活動へ参加しやすい環境づくりに努めること。
- オ 次代を担う子供たちに景観の大切さを認識させ、本県の美しい景観を守り、育 てていく意識が育つよう景観を含めた環境教育の推進に努めること。

10 その他景観形成に関し必要な事項

(1) 市町村の景観形成施策に対する支援

地域単位での景観形成を進め、県土全体でバランスのとれた景観形成を推進しているためには、地域の実情を熟知している市町村の積極的な景観形成への取組みが鍵となります。このため、県は、市町村の景観行政団体への円滑な移行や移行後の景観計画の策定等を積極的に支援していきます。

(2) 現行法制度の活用

景観形成に関連する現行法制度は、自然公園法、都市計画法、建築基準法、文化 財保護法、森林法、福島県屋外広告物条例の他、国土利用計画法、福島県商業まち づくりの推進に関する条例など多岐にわたっていることから、これらの法制度を適 用地域の特性や対象に応じて適切に活用して、優れた景観の形成を図っていきます。